平成２５年（フ）第１００７号
大阪府豊中市東泉丘１丁目30番地の２　301号
債務者　立川　広治
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　魚谷　和世
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１３８号
京都府京田辺市薪小欠１番地の９
債務者　松井　克實
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　崎原　　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７７号
兵庫県姫路市香寺町土師910番地２
債務者　岡本整骨院こと　岡本　芳郎
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原美由希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４４号
愛知県一宮市木曽川町門間字金屋８番地アーバンハイツ201号
債務者　八尋　栄二
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４５号
愛知県一宮市木曽川町門間字金屋８番地アーバンハイツ201号
債務者　八尋サヨ子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１２号
岩手県大船渡市日頃市町字上鷹生44番地７
債務者　鈴木　武人
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第１５号
岩手県一関市萩荘字脇田郷54番地10　アドレ・シャンブルＡ202
債務者　工藤　一世
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第１６号
岩手県一関市山目字十二神８番地７　ニューハイツ十二神５
債務者　村上　真輝
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第７号
沖縄県宮古島市城辺字砂川606番地５　砂川団地１棟201号
債務者　久貝　エリ
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２５年（フ）第９５号
愛知県安城市今池町３丁目２番51号　ガーデンヒルズ今池103、前住所愛知県安城市横山町下毛賀知142番地１　レオパレス横山Ａ―314
債務者　篠原　志保（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
静岡県熱海市紅葉ガ丘町18―61、住民票上の住所埼玉県越谷市越ヶ谷１丁目16番25―１号レズィデンツァ・アルジェンテオＣＡ１
債務者　青柳　　孝
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第８１号
静岡県三島市南町11番地の26、住民票上の住所静岡県三島市長伏22番地の12
債務者　山家　正宏
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３０６号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵2444番地１―402号サテライト茅ヶ崎21
債務者　谷澤美由紀（旧姓坂下）
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３５号
神奈川県大和市中央林間１丁目11番12号
債務者　餅原るみ子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５３号
横浜市港南区大久保１丁目３番22号　メゾンなつくさ201号室
債務者　後藤　央依
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２４号
神奈川県藤沢市藤が岡１丁目１番Ａ４―505号
債務者　杉松　素子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部